

3 高障害第 1653 号
令和 4 年 3 月 29 日

障害者支援施設施設長 様
障害福祉サービス事業所管理者 様
障害児入所施設施設長 様
障害児通所支援事業所管理者 様
相談支援事業所管理者 様

高知県子ども・福祉政策部障害福祉課長
(公 印 省 略)

指定申請等に係る押印の取扱いについて (通知)

日ごろから、本県の障害福祉にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 1 項及び児童福祉法第 21 条 5 の 15 の規定に基づく指定等に係る様式等に押印を求めていたところですが、このたび、電子申請システムでの申請受付を開始することから、下記のとおり取扱いを変更しましたのでお知らせします。

記

1 概要

令和 4 年 4 月 1 日から電子申請システムによる申請受付を開始することから、指定申請等の各種申請の押印欄を廃止するもの。

2 取扱いが変更となるサービス及び様式

(1) サービス

- ・指定障害福祉サービス等事業 (全サービス)

(2) 様式等

障害者	障害児
<ul style="list-style-type: none">・指定 (更新) 申請書 (様式第 1 号)・変更指定申請書 (様式第 1 号の 2)・変更届出書 (様式第 2 号)・再開届出書 (様式第 3 号)・廃止・休止届出書 (様式第 3 号の 2)・指定辞退届出書 (様式第 3 号の 3)・誓約書 (参考様式 8)・指定更新に関する誓約書・暴力団の排除に係る誓約書・開始届	<ul style="list-style-type: none">・指定 (更新) 申請書 (様式第 1 号)・変更届出書 (様式第 2 号)・廃止・休止・再開届出書 (様式第 3 号)・指定辞退届出書 (様式第 4 号)・誓約書 (参考様式 6)・暴力団の排除に係る誓約書 (参考様式 9)・指定更新に関する誓約書・開始届

- 3 上記取扱いの適用日について
令和4年4月1日以降に当課に届け出られた各種届出書から適用する。
※事業者からの届出日ではなく、当課の受付日で適用する。
- 4 その他留意事項について
申請者以外の者が証明する提出書類については、押印欄の廃止は行わない。
(例) 実務経験証明書
なお、申請時の添付資料としては、当該書類の写し又は電子ファイル化したものを使用してもよいものとする。

○本通知の内容については障害福祉課のホームページに掲載しております。

- 高知県庁ホームページ トップページ > 組織でさがす > 子ども・福祉政策部
> 障害福祉課 > 事業者のみなさまへ > 事業者向け情報
> **指定障害福祉サービス事業所等に係る申請・届出** 及び
指定障害児通所支援事業所等に係る申請・届出

高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課
事業者担当
TEL : 088-823-9635 FAX : 088-823-9260
E-mail : 060301@ken.pref.kochi.lg.jp